

# コロンビアにおける新査証制度

(2018年7月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ボゴタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所が現地法律事務所 Gallego Abogados SAS に作成委託し、2018年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依頼すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび Gallego Abogados SAS は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Gallego Abogados SAS が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ボゴタ事務所  
E-mail：CBO@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

はじめに.....	1
1. 概要 .....	1
2. 来訪者ビザ (V ビザ) .....	1
3. 移住者ビザ (M ビザ) .....	3
4. 居住者ビザ (R ビザ) .....	4
5. 受益者ビザ.....	5
6. 申請および発行手続き .....	5
7. 入国管理に関する義務.....	6
8. 終了.....	8
9. 取り消し.....	8

# コロンビアにおける新査証制度

## はじめに

2017年8月2日付外務省決議6045号により、コロンビアの査証制度が新しくなった。新査証制度は2017年12月15日より有効となっている。本レポートでは、新査証制度の概要、各査証の詳細、受益者の扱い、申請および発行手続き、入国者としての義務、終了、取り消しなどについて述べる。

## 1. 概要

新査証制度（2017年決議6045号）は、次の事項について定めている。（i）新査証の種類、（ii）各査証の範囲と特性、（iii）各査証に適用される条件、（iv）各査証を申請するための要件、（v）申請、審査、決定、取り消し、終了に関連する外務省による手続き。

新査証制度は、TP-1など以前の査証をすべてなくし、次の3種類を定めている。

- a. 来訪者ビザ（Vビザ）  
コロンビアへの来訪を1回または複数回希望する外国人および一時的に国内への滞在を希望する外国人のための査証。
- b. 移住者ビザ（Mビザ）  
コロンビアへの定住を前提に入国を希望する外国人で、居住者ビザ（Rビザ）の申請に必要な条件を満たさない者のための査証。
- c. 居住者ビザ（Rビザ）  
コロンビアに永久に住むことを希望する外国人または国内に住居を固定したい外国人のための査証。

一方で新査証制度は、以前の制度のもとで発行された査証の有効性と条件は保たれるとしており、所有者は有効期限が切れる際に新査証制度に基づいた新しい査証を取得する必要がある。

同様に、新制度は、すべての種類の査証で複数の出入国や乗り継ぎが可能であること、有効期限が180日以上のある査証は、所有者が有効期限内または許可された滞在期間中に研究を行うことを認めている（観光や航空便乗り継ぎのための来訪者ビザは除く）。

## 2. 来訪者ビザ（Vビザ）

この種類の査証は、コロンビアへの来訪を1回または複数回希望する外国人、および一時的に国内への滞在を希望する外国人に適用できる。

### 2.1 対象者

この種類の査証は、以下の活動を予定している者に適用される。

- a. 第3国へ向けた航空便の乗り継ぎ
- b. レジャー、観光または文化的興味のための訪問

- c. 経営管理、市場調査、直接投資の計画や手続き、会社設立、取引、契約締結
- d. 学術交流プログラムや芸術・工芸分野の訓練への参加、または初等・中等・高等教育機関への就学
- e. 医療相談や病気治療、またはこれに同行する者
- f. コロンビア国内における行政手続きまたは司法手続き
- g. コロンビア領海に侵入し就労する船舶の乗船員
- h. 国際会議や見本市参加、アーティスト、スポーツ選手、審判、物流スタッフ
- i. インターンシップ
- j. 開発協力や人権保護の分野におけるボランティア
- k. オーディオ・ビジュアルやデジタルコンテンツの制作
- l. 新聞報道や外国メディアの特派員として一時的に滞在
- m. 個人や法人として一時的なサービス提供を実施
- n. 企業内の異動により外国企業のコロンビア支部で就労
- o. 外国政府のコロンビア事務所で就労
- p. コロンビアとの協定でワーキングホリデープログラムに参加

上記のうち、a. g. o.の活動を行う者に発行されるビザには就労許可が含まれるが、ビザ発行の対象となるイベント、プロジェクト、船舶、インターンシップ、ミッション、業務、組織のみに適用される。

日本人は、主に次の活動を目的に一時的に滞在する場合、コロンビア入国管理局によって発行された入国滞在許可（PIP）（2018年外務省決議1128号）により、査証なしで入国することができる。

- a. 観光客として休暇やレジャーを行う。
- b. 何らかの報酬、利益または経済的対価を伴わないイベント、学術、科学、芸術、文化、スポーツ、宗教的活動のアシスタントまたは参加者としての入国
- c. 面接や選抜プロセスへの参加
- d. ビジネス研修への参加
- e. ジャーナリズム活動の実施
- f. 教師や研究者、学術協定の開発のための講師としての入国
- g. 期間が1学期を超えない非公式の教育プログラムへの参加
- h. 学術交流協定や学生インターンシッププログラムへの参加
- i. 管轄機関に承認された機関で医療サービスや治療を受ける。
- j. 国際協力に関する合意や協定の開発および実施
- k. 平和を目的とした活動への援助、参加または協力
- l. 個人の司法手続きまたは行政手続きにおける状況を明らかにするための入国

上記の場合、有効期間内で余白が十分にあるパスポートを提示し、国内で予定している活動に関する情報を提供することにより、コロンビア当局は査証なしで一時的に入国することを許可することができる。

## 2.2 有効期限

Vビザの有効期限は、コロンビア国内で行う活動の種類によって異なるが最長2年である。

例えば、観光、ビジネスおよびイベント目的の場合、年間合計滞在日数は180日までである。コロンビアとの協定でワーキングホリデープログラムに参加する

場合 1 年である。複数回の乗り継ぎの場合 30 日で、空港での直接乗り継ぎの場合 最長 24 時間である。ビザの有効期限はコロンビア国内で行う活動の種類によって 異なり、また外務省の決定によっても異なる。

### 2.3 横断許可

新査証制度は、V ビザの有効期限内、事業管理、市場調査、直接投資の計画や 手続き、会社設立などの活動を行うことを認めている。

## 3. 移住者ビザ (M ビザ)

この種類の査証は、コロンビアへの定住を前提に入国を希望する外国人で、居住者ビザ (R ビザ) の申請に必要な条件を満たさない者に適用できる。

### 3.1 対象者

この種類の査証は、以下の活動を予定している者または以下の条件にあてはま る者に適用される。

- a. コロンビア国籍を保有する者の配偶者またはパートナー
- b. コロンビア国籍を保有する子の養親
- c. “メルコスール加盟国、ボリビアおよびチリ国民のための居住に関する合意”に 含まれる国の国籍を保有する者
- d. 有効な法令により、コロンビア国内で難民認定を受けている者
- e. コロンビア国内で無期または長期 (1 年以上) の労働契約がある者、あるいは コロンビア国内の個人または法人と役務提供契約がある者
- f. 最低出資額 (法定最低賃金 100 カ月分、7,812 万 4,200 ペソ) で会社を創設 または出資を行った者
- g. 個人事業主としての資格や専門知識を持っており、財政的条件を満たしてい る者 (直近 6 カ月間の収入の平均が法定最低賃金 10 カ月分、781 万 2,420 ペソ)
- h. コロンビアで知られている教会や宗教団体における活動を行う者
- i. コロンビア国内の初等、中等、高等教育機関での就学が認められている者
- j. 不動産分野への外国直接投資に登録されている者 (法定最低賃金 350 カ月 分、2 億 7,343 万 4,700 ペソ)
- k. 退職により年金を受給する者 (法定最低賃金 3 カ月分、234 万 3,726 ペソ) または定期的な収入を合法的に受け取る者 (法定最低賃金 10 カ月分、781 万 2,420 ペソ)

### 3.2 有効期限

M ビザの有効期限は、コロンビア国内で行う活動の種類によって異なるが最長 3 年である。しかし、契約期間や就学期間が 3 年未満の場合、M ビザの有効期限 も 3 年未満となる。

### 3.3 就労許可

コロンビア国内で行う活動の種類および個人の状況によって、Mビザは以下のような就労許可を含む。

- a. 無制限：合法的ないかなる活動も認め、以下の者に付与する。
  - i. コロンビア国籍を保有する者の配偶者またはパートナー
  - ii. コロンビア国籍を保有する子の養親
  - iii. メルコスール加盟国、ボリビア国籍およびチリ国籍を保有する者
  - iv. 難民
- b. 制限付き：ビザが発行された対象の任務、企業または専門に限定した活動を認め、以下の活動を実施する者に適用される。
  - i. コロンビア国内で無期または長期の労働契約がある、あるいはコロンビア国内の個人または法人と役務提供契約がある。
  - ii. 個人事業主として活動を実施する。
- c. 投資限定：パートナーまたは株主企業での就労に限定し、会社創設または出資のためのMビザを保有している。

その他の活動（宗教、就学、不動産、年金受給者）に対して発行されるMビザは、就労許可を含まない。

## 4. 居住者ビザ（Rビザ）

この種類の査証は、コロンビアへの定住を希望する外国人、または国内に住居を固定したい外国人に適用できる。

### 4.1 対象者

この種類の査証は、以下の活動を予定している者、または以下の条件にあてはまる者に適用される。

- a. 過去にコロンビア国籍を保有していたが放棄した者
- b. コロンビア国籍を保有する子の親
- c. 以下の条件でMビザを保有し、コロンビアに2年滞在している者
  - i. コロンビア国籍を保有する者の配偶者またはパートナー
  - ii. コロンビア国籍を保有する子の養親
  - iii. メルコスール加盟国、ボリビア国籍およびチリ国籍を保有する者
- d. 以下の条件でMビザを保有し、コロンビアに5年滞在している者
  - i. Mビザ保有者（代表者）
    - ・ 難民
    - ・ 労働者または請負
    - ・ パートナー、株主
    - ・ 個人事業主
    - ・ 宗教活動
    - ・ 学生
    - ・ 不動産投資
    - ・ 年金受給者
  - ii. Mビザ保有者（受益者）

## 4.2 有効期限

R ビザの有効期限は無期限である。しかし、ラベルの有効期限は5年となっている。これは、5年の有効期限が切れる前に新しいラベルへ変更する手続きをとらなければならないからである。

## 4.3 就労許可

R ビザは、就労に関して制限を設けておらず、保有者はコロンビア国内で合法的な活動も実施できる。

## 5. 受益者ビザ

新査証制度によれば、この種類の査証は、申請に応じて、必要な要件を満たした場合、ジャーナリスト活動、コロンビアでの一時的な役務提供、社内異動によるコロンビア国内での就労、または外国政府の職員のために発行されたMビザ、RビザまたはVビザ保有代表者の家族または被扶養者に付与される。

ビザ保有代表者の家族または被扶養者とは以下の者をさす。

- a. 配偶者またはパートナー
- b. 被扶養者としての親
- c. 25歳以下の子
- d. 障害のために経済的に自立が困難な25歳以上の子

### 5.1 有効期限

受益者ビザの有効期限は、いかなる場合も保有代表者のビザの有効期限を超えることはできない。

### 5.2 就労許可

受益者ビザは、就労許可が含まれていない。

## 6. 申請および発行手続き

ビザの申請および発行の手続きについて説明する。

### 6.1 申請手続き

新査証制度における申請手続きは以下のとおりである。

- i. ウェブ経由で申請。
- ii. 審査費用の支払い（返金不可。申請後15日以内に支払わなければならない）。
- iii. 申請手続きは、すべてウェブ上で進められる。
- iv. 追加書類の提出を求められた場合、指定された期間以内に書類を提示しなければならない。そうでなければ、申請は取り下げられたとみなされる。
- v. 審査にかかる日数は5営業日
- vi. 外務省から審査結果が届く。

## 6.2 審査結果の連絡

ビザ申請に対し、外務省は以下のような審査結果の連絡を通達することができる。

- i. 承認
- ii. 却下（この場合、再申請することができる。）
- iii. 否認（この場合、否認から 6 カ月後に再申請することができる。）

## 6.3 発行手続き

ビザ発行手続きは以下のとおりである。

- i. 審査結果の連絡。
- ii. 承認日から 30 日以内に、発行料を支払う。支払いが行われなかった場合、ビザは放棄されたとみなされる。
- iii. ビザの有効期限が 3 カ月以上の場合、パスポートへの貼付が必要となる。ビザが国外で発行された場合、保有者は当該国の領事館にて、E ビザ発行から 30 日以内にパスポートへのビザ貼り付けを申請できる。あるいは、コロンビア入国後 30 日以内に同様の申請ができる。

## 7. 入国管理に関する義務

ビザの保有者または受益者は、入国管理に関し以下の義務がある。

### 7.1 コロンビア入国管理局への登録および外国人身分証明書の入手。

一般的な規則により、有効期限 3 カ月以上のビザ保有者および受益者はすべて、ビザ発行から 15 日以内にコロンビア入国管理局への登録が義務付けられている。

同様に、コロンビア入国管理局への登録後 3 日以内に外国人身分証明書を申請しなければならない。これは、コロンビア当局へ身分証明する際に必要となる。外国人身分証明書の有効期限はビザと同じである。

関連して、契約者または雇用主は、有効期限 3 カ月以上のビザを持っている外国人従業員に対し、外国人身分証明書の写しを提出するよう要請する義務を負う。

### 7.2 契約主や雇用主による報告義務

ビザ保有者は、コロンビア入国管理局による、ビザ申請時の職業や活動内容の検証対象となる。一方で外国人は、職業や活動内容に変更があった場合、変更後 15 日以内にコロンビア入国管理局に書面で通知する必要がある。

また外国人労働者の契約主や雇用主は、契約開始または終了後 15 暦日以内に、コロンビア入国管理局のホームページ内にある外国人情報登録システム（SIRE）へ、当該外国人との契約開始または終了の内容を登録しなければならない。登録が行われなかった場合、制裁の対象となる。

### 7.3 雇用主の義務

外国人労働者の契約主や雇用主は、契約から生じる義務に影響を与えることなく、外国人との契約終了、ビザの取り下げまたは終了、国外退去などが発生した場合、30 暦日以内に外国人およびその家族や受益者の本国送還または当該外国人が最後に居住していた国への送還にかかる費用を援助しなければならない。

当該外国人がこれらの費用を使用しなかった場合、契約主や雇用主は、上記の 30 暦日経過から 5 営業日以内に、コロンビア入国管理局へ報告しなければならない。この場合外国人は、自身および家族や受益者の出国にかかる費用を負担しなければならない。上記の 30 暦日経過から 5 営業日以内に出国しなければならない。

同様に、専門職の場合、外国人労働者の契約主や雇用主は、コロンビアの法令のもとでコロンビア人に求められる要件と同じ要件を遵守し、その状況を、資格の認定証、許可証または免許証、専門家評議会または管轄当局によって発行された登録証や専門職カードなど、必要に応じた文書で明確にしておくことが義務付けられている。

専門職には以下のようなものが挙げられる。

職業・専門	準拠法
弁護士	1905 年法律第 12 号 1945 年法律第 69 号 2004 年法律第 878 号 2007 年法律第 1123 号
経営管理	1981 年法律第 60 号 1984 年法令第 2718 号 1988 年法律第 20 号 2003 年法律第 1006 号 2003 年決議第 2767 号
建築	1998 年法律第 435 号 2003 年法律第 842 号 2015 年法律第 1768 号 2016 年法律第 1796 号
会計	1960 年法律第 145 号 1990 年法律第 43 号 2004 年決議第 160 号
産業デザイン	1994 年法律第 157 号 1995 年法令 264 号
経済	1990 年法律第 37 号 2011 年決議第 63 号
看護	1996 年法律第 266 号
地質学および自然科学	1974 年法律第 9 号 2009 年法律第 1284 号
エンジニア	1986 年法律第 51 号 1997 年法律第 392 号 2003 年法律第 842 号
数学および統計学	1997 年法律第 379 号
医学および外科	1914 年法律第 83 号

	1935 年法律第 67 号 1962 年法律第 14 号 1981 年法律第 23 号 1991 年法律第 6 号 2007 年法律第 1164 号
化学薬剤	1962 年法律第 23 号 1995 年法律第 212 号 1996 年法令第 1945 号
化学	1975 年法律第 53 号 1982 年法令第 2616 号 2003 年法律第 842 号 2006 年法令第 2589 号 2015 年決議第 5313 号
国際関係（貿易、金融、政府、政治学、現代言語と国際ビジネス、国際マーケティング、国際経済、国際経営管理など）	2000 年法律第 556 号 2002 年法令第 1525 号 2006 年法令第 717 号
社会福祉	1977 年法律第 53 号 1981 年法令第 2833 号

## 8. 終了

外務省によって発行されたビザは、有効期限の到達により終了することができる（通常終了）ほか、次の理由により有効期限到達前に終了することができる。i) 保有者や代理人の申請または外務省からの事前通告、ii) 新しいビザの取得（同時に 2 種類のビザを保有することはできない）、iii) V ビザまたは M ビザにおいて、条件が変更されたり消去されたりした場合。

有効期限到達前の終了の場合、外国人は、国外退去の準備のため、または新しいビザの申請のために、通常のビザの有効期限を超えない範囲で 30 営業日間、国内に滞在する権利を有する。

ビザはまた、次の理由により有効期限到達前に終了する場合がある。i) 保有者の死亡またはコロンビア国籍の取得、ii) V ビザ保有者（観光、商用、イベントの場合）が承認された期間を過ぎた場合、iii) M ビザ保有者が 6 カ月間継続してコロンビアを不在にした場合または R ビザ保有者が 2 年間継続してコロンビアを不在にした場合。

## 9. 取り消し

外務省によって発行されたビザは、次の理由により取り消されることがある。i) 保有者の国外退去、ii) ビザの審査に影響を与えるような申請者の詐欺や悪質な行為。

保有者の国外退去による取り消しの場合、取り消し日から 1 年間は当該外国人からの新しいビザの申請は差し止めとなる。申請者の詐欺や悪質な行為による取り消しの場合、取り消し日から 5 年間は当該外国人からの新しいビザの申請は差し止めとなる。